

情報提供日	2021年（令和3年）9月3日
問い合わせ先	感染対策局感染対策統括室（松浦・播本）
	☎ 078-918-5672（内線：8055）

明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

～ ワクチン接種に係る合理的配慮及び差別禁止の項目を追加 ～

本市では、本年3月に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民などへの支援や差別禁止を定めた「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」を制定し、コロナ禍においても市民が安心して生活を送ることができるよう取り組みを進めてきました。

コロナウイルスのワクチン接種に関しましても、障害などによる不安のある人を対象としたワクチン接種特設会場の設置や、ワクチン接種会場に来ることが困難な認知症の人に対する同行者の派遣などの取り組みを進めてきたところです。

このたび、これまで進めてきましたワクチン接種に関する合理的配慮について改めて条例に定めるとともに、コロナに感染された人や医療従事者、その家族などへの差別の禁止に加えて、ワクチン接種を受けていない人に対する差別を禁止するため、令和3年7月に実施したパブリックコメント等を踏まえて、条例の一部を改正しようとするものです。

1 条例の改正ポイント

(1) ワクチン接種の実施に係る合理的配慮について定めます【新設】

障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その特性に応じた合理的な配慮を行います。

＜これまでに行った主な合理的配慮の取り組み＞（実績は8月末現在）

- ・高齢者タクシー利用券の使用用途に集団接種会場への往復を追加
- ・ワクチン接種会場に来ることが困難な認知症の人に対する同行者の派遣（12件）
- ・障害などによる不安のある人を対象としたワクチン接種特設会場の設置（のべ1,136人が利用）
- ・障害者のワクチン接種会場への移動に関するサービス支給量の追加支給や支給決定プロセスの迅速化（15件）

(2) ワクチン接種を受けていない者への差別的取扱いを禁止します【追加】

ワクチン接種を受けていない者に対する差別的取扱いを禁止するとともに、差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合は、被害者の救済を図るため、相談や情報の提供、権利を擁護するために必要な支援を行います。

＜これまでのコロナに関する差別禁止の取り組み＞

- ・令和3年4月1日（木） コロナ差別相談窓口を設置
（相談件数3件のうち2件がワクチン接種関連）

2 施行期日

公布の日